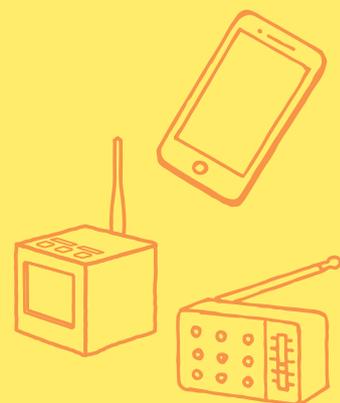
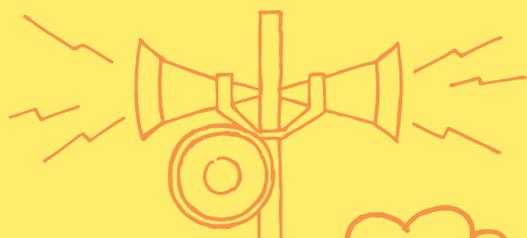


保存版



美浜町防災ハンドブック



美浜町

はじめに

町では災害の発生に備え、ケーブルテレビの光ケーブル化、防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）の整備、新型コロナウイルス等感染症に対応した防災備蓄品の購入等、防災体制の充実、強化を図っています。

しかし、災害が発生した際に自身や家族の安全を守り、被害を最小限に抑えるためには、皆さん自身が災害への知識を身に付け、日頃から災害に備えておく必要があります。

このハンドブックでは災害及び災害対策の基礎知識をまとめています。また、別冊の洪水・土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップでは、町内各所の被害想定を確認していただくことができます。

ぜひこのハンドブックを身近なところに備えていただき、家庭内や地域での防災活動にお役立てください。

目次

表紙	1	知識編	12
目次	2	・災害時の情報伝達について	12
風水害・土砂災害編	3	・自助・共助について	13
・風水害の知識	3	・避難について	14
・土砂災害の知識	4	・持出品について	16
・特別警報・警戒レベルについて	5	・応急手当について	17
・大雪対策・竜巻対策	6	裏表紙	
地震・津波編	7	・我が家の防災メモ	20
・地震対策	7		
・津波対策	8		
国民保護編	9		
・国民保護	9		
原子力防災編	10		
・原子力災害	10		
・防護措置の実施基準について	11		

MAP

ハザードマップ差し込みポケット
..... 18・19

風水害の知識

風水害とは、強風と大雨及び高潮、波浪により起こる災害の総称をいいます。気象情報に注意し、避難の時期を逃さないためには、いかに早く危険を察知して、早く避難するかということが大切です。



■ 風・雨の強さ

◆ 強い風

(風速 15～19メートル)



風に向かって歩けなくなり、転倒する人も。高所での作業は危険です。

◆ 非常に強い風

(風速 20～29メートル)



何かにつかまらなると立ってられません。飛来物によってけがをするおそれがあります。

◆ 猛烈な風

(風速 30メートル以上)



飛来物によってけがをする危険が高まります。屋外での行動は、非常に危険です。

◆ 強い雨

(1時間雨量 20～29ミリ)



傘をさしても濡れてしまうような、どしゃ降りの雨。

◆ 激しい雨

(1時間雨量 30～49ミリ)



バケツをひっくり返したように降る雨で、傘は役に立たなくなります。

◆ 非常に激しい雨

(1時間雨量 50～79ミリ)



滝のようにゴーゴーと降る雨で、寝ている人でも気がつくことがあります。

◆ 猛烈な雨

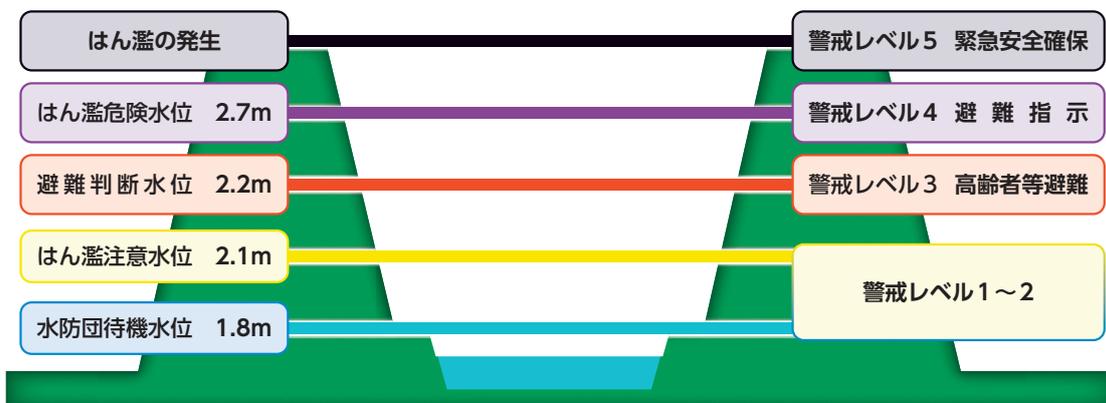
(1時間雨量 80ミリ以上)



息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じます。

■ 耳川の河川水位情報 (河原市水位局)

町では耳川の水位を避難指示等を発令する判断基準の一つとしています。耳川の水位は下記のホームページで常時公表されています。



《水位情報はここから》

福井県河川・砂防総合情報 | 検索

<https://sabo.pref.fukui.jp/>



※この基準は令和5年6月1日から変更になります。

土砂災害の知識

土砂災害は、急な斜面や、がけの付近等で発生します。また最近では、集中豪雨や山林の開発によって、住宅地付近でも土砂災害が発生しやすくなっています。

日頃から、地域ぐるみで危険箇所などを確認しておき、降水量が増える梅雨や台風の時期は、特に注意しましょう。

また、テレビ、ラジオやインターネットから最新の情報を集めて、避難に備えましょう。



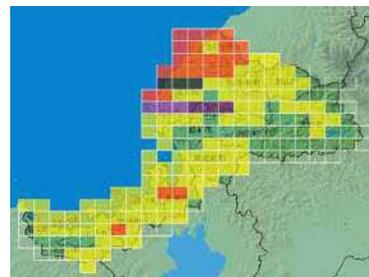
■ 土砂災害から身を守るために

① 土砂災害警戒情報に注意してください。

土砂災害警戒情報とは、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、対象となる市町村に警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台が共同で発表しており、町では避難指示等を発令する基準の一つとしています。

② 土砂災害危険度情報を確認してください。

土砂災害危険度情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）は、現時点での大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに4段階に色分けして示す情報です。お住まいの地域の危険度が高まった場合は、速やかに安全な場所に避難してください。



メッシュ情報の例

■ 土砂災害危険度情報の色と避難行動の解説※1

色が持つ意味	住民等の行動の例※2	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル※3
注意 実況または予想で大雨注意報の基準に到達	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。特に、危険度分布をこまめに確認する。	—	2相当
警戒 実況または予想で大雨警戒報の基準に到達	避難の準備が整い次第、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始。高齢者等は速やかに避難を開始する。	高齢者等避難	3相当
非常に危険 2時間以内の予想で土砂災害警戒基準に到達	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。速やかに土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	避難指示	4相当
極めて危険 実況で土砂災害警戒基準に到達	過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況。命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生していてもおかしくない。この状況になる前に土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を完了しておく必要がある。		

※1 気象庁のホームページを参考に県で作成

※2 土砂災害危険度情報に関わらず、美浜町から避難指示等が発令された場合には速やかに避難行動をとってください。

※3 警戒レベルについては内閣府のホームページをご覧ください。

《土砂災害に関する情報はこちらから》

福井県河川・砂防総合情報 | 検索 <http://ame.pref.fukui.jp/>

上記

ホームページ内にて

○危険区域を確認する場合

➔「土砂災害警戒区域等管理システム」



○現在の危険度を確認する場合

➔「土砂災害危険度情報」



《洪水・土砂災害ハザードマップはこちらから》

洪水・土砂災害ハザードマップは町ホームページでも公開しています。

<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/soshiki/13/5749.html>



特別警報・警戒レベルについて

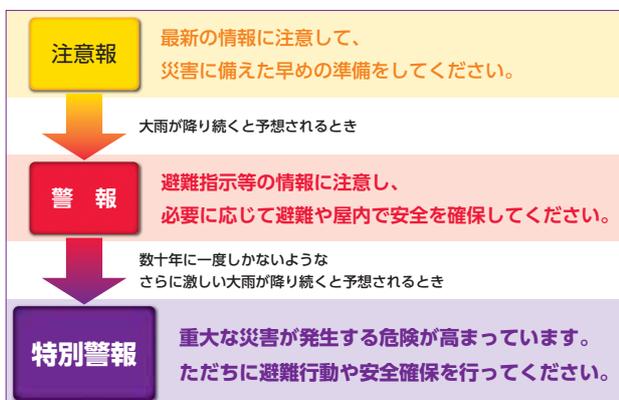
■ 特別警報とは

気象庁では、大雨、暴風、高潮、大雪などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。平成25年9月に福井県、滋賀県、京都府に特別警報運用後初となる大雨特別警報が発表され、町内でも大きな被害が発生しました。



特別警報が発表された平成25年台風18号による町内での被害（耳川・県道松屋河原市線）

■ 特別警報発表の流れ（大雨の場合）



○ 特別警報発表時には

特別警報が発表されるのは、数十年に一度しかないような非常に危険な状況ですが、「特別警報が出ない」＝「災害が発生しない」ではありません。注意報、警報や気象情報を収集しながら、早めの避難行動や安全確保などの身を守る行動が大切です。

■ 警戒レベル一覧

町では、住民の皆さんが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な避難行動がとれるよう、避難情報や、防災気象情報等の防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えしています。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 1	災害への心構えを高める 災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨・洪水注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (町が発令)
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 速やかに洪水避難ビル（指定緊急避難場所）や近くの高い場所、自宅内の2階以上など、高い場所に避難しましょう。	避難指示 (町が発令)

〈 警戒レベル4までに必ず避難！ 〉

警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保！ 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保 (町が発令)
---------	--	------------------

大雪対策

大雪が降った際には、除雪中のけがや車の立ち往生などの被害が発生するおそれがあります。

○除雪中の事故はこのようことが想定されます。

- ・屋根からの落雪
- ・屋根からの転落
- ・除雪機による事故
- ・水路への転落



○除雪中の事故を防ぐために以下のことに注意してください。

- ・除雪作業は必ず2人以上で行う。
- ・建物のまわりに雪を残して雪下ろし。
- ・命綱とヘルメットを忘れず着用する。
- ・はしごの固定は忘れず行う。
- ・携帯電話の携行を忘れずに。
- ・作業開始直後と疲れた頃は特に慎重に。
- ・除雪機の雪詰まりの除去はエンジンを切ってから。

○車内に閉じ込められた場合は

雪によって車内に閉じ込められた場合は、一酸化炭素中毒の危険があります。命を落とす危険もありますので、立ち往生したときや降雪によって車内に留まらざるを得ない場合は、十分注意してください。

・原則エンジン停止を

一酸化炭素中毒を防ぐために、エンジンは切ってください。
防寒着で体温の低下を防いでください。

・やむを得ずエンジンをかけるときは

マフラー付近を除雪して、排気を確実に大気中に放出してください。
一度除雪を行っても、定期的に除雪を行い再埋没を防ぎましょう。



竜巻対策

竜巻は台風や寒冷前線、低気圧などに伴い、季節を問わず発生する可能性があります。竜巻の発生する確率が高まった場合、気象庁から竜巻注意情報が発表されます。また、町からも戸別受信機や防災アプリで注意を呼びかけます。

○竜巻が間近に迫ったら

屋内では

- ・家の1階の窓のない部屋に移動する。
- ・丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。

屋外では

- ・頑丈な建物の中や物陰に入って、身を小さくする。
- ・電柱や太い樹木であっても倒壊することがあるので離れる。



地震対策

地震は突然発生しますが、「緊急地震速報」などにより直前に地震の発生を知ることができる場合があります。「緊急地震速報」が発表されたときには、あわてずに身を守る行動をとり、被害を最小限に抑えましょう。



緊急地震速報とは

緊急地震速報は、強い揺れが発生する前に到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことで、気象庁から最大震度が5弱以上と予想される地域に発表されます。携帯電話や防災情報伝達システム等を通じて情報発信されますので、強い揺れが来る前に身を守りましょう。

地震による被害で大きな割合を占めるのが、家具の転倒などによるけがです。阪神大震災における、屋内での犠牲者の約9割は、家具や建物の下敷きとなったことが原因で亡くなっています。

家具には転倒防止等の対策をしたり、いざというときに逃げ道をふさがれないような対策をとることが大切です。

普段からの備え

- 家具の固定
 - ・L字金具等で壁に固定する。
 - ・連結金具で固定する。
- テレビ
 - ・高い位置に置かない。
 - ・テレビ台も固定する。
- ガラスの飛散対策
 - ・ガラス飛散防止フィルムを貼る。
- 通路の確保
 - ・転倒することで玄関や廊下をふさがれないよう、家具を固定しておきましょう。
- 食器棚の固定
 - ・開き戸が開かないよう留め金を付ける。
 - ・棚にすべり止めシートを敷く。
- 懐中電灯の設置
 - ・所定の位置に懐中電灯を置く。

地震が起こったときは

- 火事の予防と初期消火
 - ・揺れが収まったら火の始末。
 - ・万が一、火災が発生しても落ち着いて初期消火を行ってください。
- 身の安全を確保
 - ・テーブル等の下にもぐり、落下物や転倒物から身を守りましょう。
- 足元に注意
 - ・散乱した食器やガラスの破片でけがをしないよう、スリッパなどをはく。
 - ・落下物などに足を取られないように注意する。
- すぐに外に飛び出さない
 - ・瓦など屋根からの落下物に注意。
 - ・屋内で身の安全を確保した後に、十分注意して外に出てください。
- 出口の確保
 - ・地震の揺れで家屋が変形しても逃げられるようにドアを開けておく。

津波対策

津波は、地震の直後に発生し、一度発生すると甚大な被害が発生します。また、津波は非常に速い速度で押し寄せるため、迅速な避難が必要になります。津波は何度も襲来するため、波が引いてもしばらくの間は海岸に近づかないようにしてください。



■ 津波の気象情報と避難情報との関係

津波に関する気象警報、注意報が発表された場合は、情報の種類に関わらず「避難指示」の発令となります。

美浜町で予測される津波の高さは、福井県が令和2年に公表した津波浸水想定によると、最大で4.5メートルと予測されています。

津波警報等が発表された際に、すぐに避難できるよう自宅近くの避難場所を確認しておきましょう。

大津波警報・津波警報・津波注意報



避難指示

正しい情報を入手

町からの避難情報のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等で正しい情報を集めましょう。また、津波注意報や警報が出たらすぐに近くの高台へ避難してください。

徒歩で避難

津波からの避難は一刻を争います。車による避難は渋滞を引き起こすため、徒歩で避難してください。

すぐに高い場所へ避難

海岸からより遠くではなく「より高い」場所へ避難してください。また、津波に関する注意報、警報が発表されたら直ちに避難してください。

津波は何度も襲来

津波は繰り返し襲ってくるので、津波注意報や津波警報が解除されるまで高台に留まってください。

避難場所や避難経路などについては、別冊の「津波ハザードマップ」をご覧ください。

《津波ハザードマップはこちらから》

津波ハザードマップは町ホームページでも公開しています。

美浜町津波ハザードマップ | 検索

<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/soshiki/7/426.html>



国民保護

万が一、国に対する外部からの武力攻撃やテロなどが起こった場合には、住民の皆さんの安全を守るために、国、県、町が連携し、対応することとしています。しかし、こうした事態が、いつ、どこで発生するのかを事前に予測することは極めて難しいうえに、多くの人々に影響を与えます。

■ 国民保護とは

万が一、武力攻撃や大規模テロが起こった場合に、国、県、町が連携して国民を守る仕組みのことで、具体的な取り組みは次のようなことが挙げられます。

- ・ 正確な情報を把握し、住民に伝え、住民が正しく避難できるようにすること。
- ・ 救援、武力攻撃への対処を行うこと。

■ 国民保護の対象となる事態

- ・ 弾道ミサイルによる攻撃
- ・ 航空機による爆撃
- ・ 細菌や化学物質の大量散布
- ・ ゲリラ、特殊部隊による攻撃
- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 航空機による自爆テロ
- ・・・など

■ 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射から10分もたたないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて防災情報伝達システム（屋外スピーカー、戸別受信機）で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール、防災アプリ等により緊急情報をお知らせします。

メッセージが流れた場合は、落ち着いて、直ちに行動してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** 近くの建物の中か地下に避難。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設
- 建物がない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

■ 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、町の防災情報伝達システム（屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ）を使って、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムのことです。

《その他国民保護に関する情報はこちらから》

○ 国民保護ポータルサイト

国民保護ポータルサイト |

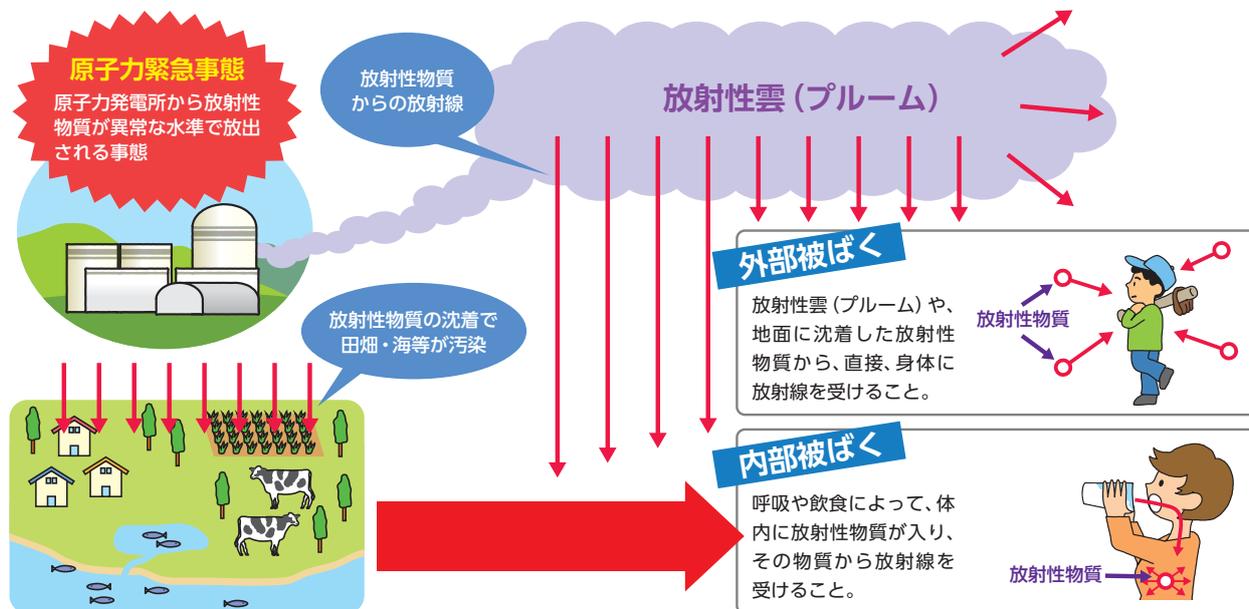
検索

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



原子力災害

原子力災害とは、自然災害や事故により、何重にも施された発電所の安全対策が機能せず、原子力発電所から放射性物質が環境中に大量に放出されることによって、周辺の人々や環境に影響をおよぼすことです。放出された放射性物質は、空気と混ざり放射性雲（プルーム）となり、風下に流れながら広がり、「外部被ばく」・「内部被ばく」等の原因となります。



原子力災害時に対策（防護措置）を実施する対象地域

原子力災害が発生した場合は、被ばくや汚染を避けるために発電所の状況や放射性物質の放出状況に応じて、屋内退避や避難等の防護措置の準備及び実施をします。

対象地域は、原子力発電所から半径おおむね30km圏内で、半径おおむね5km圏内を「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、半径おおむね5～30km圏内を「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」と設定しています。



※県内の他の発電所からの区域については令和3年度に配布した「原子力防災のしおり」をご覧ください。

PAZ

発電所から半径おおむね5 km 圏内

○ 予防的防護措置を準備する区域

放射性物質が環境中に放出される前から、予防的な避難等を準備する区域

UPZ

発電所から半径おおむね5～30km圏内

○ 緊急防護措置を準備する区域

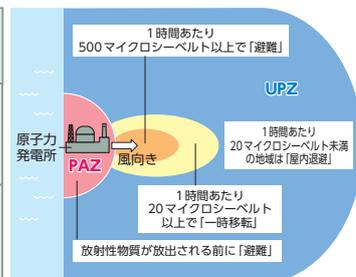
緊急時における判断及び防護措置の基準に基づき、屋内退避や避難を準備する区域

防護措置（屋内退避・避難等）の実施基準

防護措置の実施基準は、万が一、原子力発電所で事故が発生した場合に、速やかに屋内退避や避難等の判断・指示ができるようあらかじめ設定されています。

具体的な防護措置実施の判断は、原子力規制委員会が行い、国の災害対策本部が指示し、それを受けて町の災害対策本部が住民の皆さんにお知らせします。

事態の進展	PAZ (～おおむね5km)	UPZ (おおむね5～30km)	おおむね30km～ (避難先自治体)
【第1段階】 警戒事態 例：震度6弱以上の地震など 緊急時モニタリングの準備	施設敷地緊急事態要避難者※1 避難準備 一般住民(情報収集)	住民 (情報収集)	●避難受け入れ準備開始
【第2段階】 施設敷地緊急事態 例：全交流電源の喪失など 緊急時モニタリングを開始	施設敷地緊急事態要避難者 避難※2 一般住民 避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	住民 屋内退避準備	●避難準備への協力 ●避難者の受け入れ 避難所
【第3段階】 全面緊急事態 例：原子炉冷却機能の喪失など 施設外への放射性物質の放出なし 施設外への放射性物質の放出	一般住民 避難 安定ヨウ素剤の服用	住民 屋内退避 避難準備	●避難準備への協力 ●避難者の受け入れ 避難所
空間線量率などを基準に防護措置を実施			
20マイクロシーベルト 毎時を超えた場合 一時移転※3 (1週間以内に) 地域生産物の摂取制限			
500マイクロシーベルト 毎時を超えた場合 避難 (数時間から1日以内に)			
スクリーニング(避難所に着く前に実施) → 避難所 基準値を超えた場合 体表面除染			



- ※1 施設敷地緊急事態要避難者…避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等)
- ※2 避難…空間の放射線量が高い、または、高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施する防護措置
- ※3 一時移転…避難が必要な放射線量よりは低い、余計な被ばくを避けるために1週間以内にその地域から離れるために実施する防護措置

避難指示が出された場合の避難先

町では、原子力災害が発生した際、確実に避難場所を確保できるように、県や関係市町と協議し、「**おい町**」と「**大野市**」を避難先としています。

避難等の指示が出される場合には、避難方法と併せて、避難先をお知らせしますので、交通規制・誘導する警察官等の指示に従い、避難してください。

■ 避難先市町の決定

避難先市町については、原子力災害発生時の状況(放射性物質放出時の風向きや道路状況等)により決定されます。

■ 避難先の多重確保

複合災害等により両市町への避難が困難となった場合は、国及び県が代替りの避難先を確保します。(県内または関西圏等の自治体)



避難場所や避難経路などについては、令和3年度に配布した「原子力防災のしおり」をご覧ください。

《原子力防災のしおりはこちら》

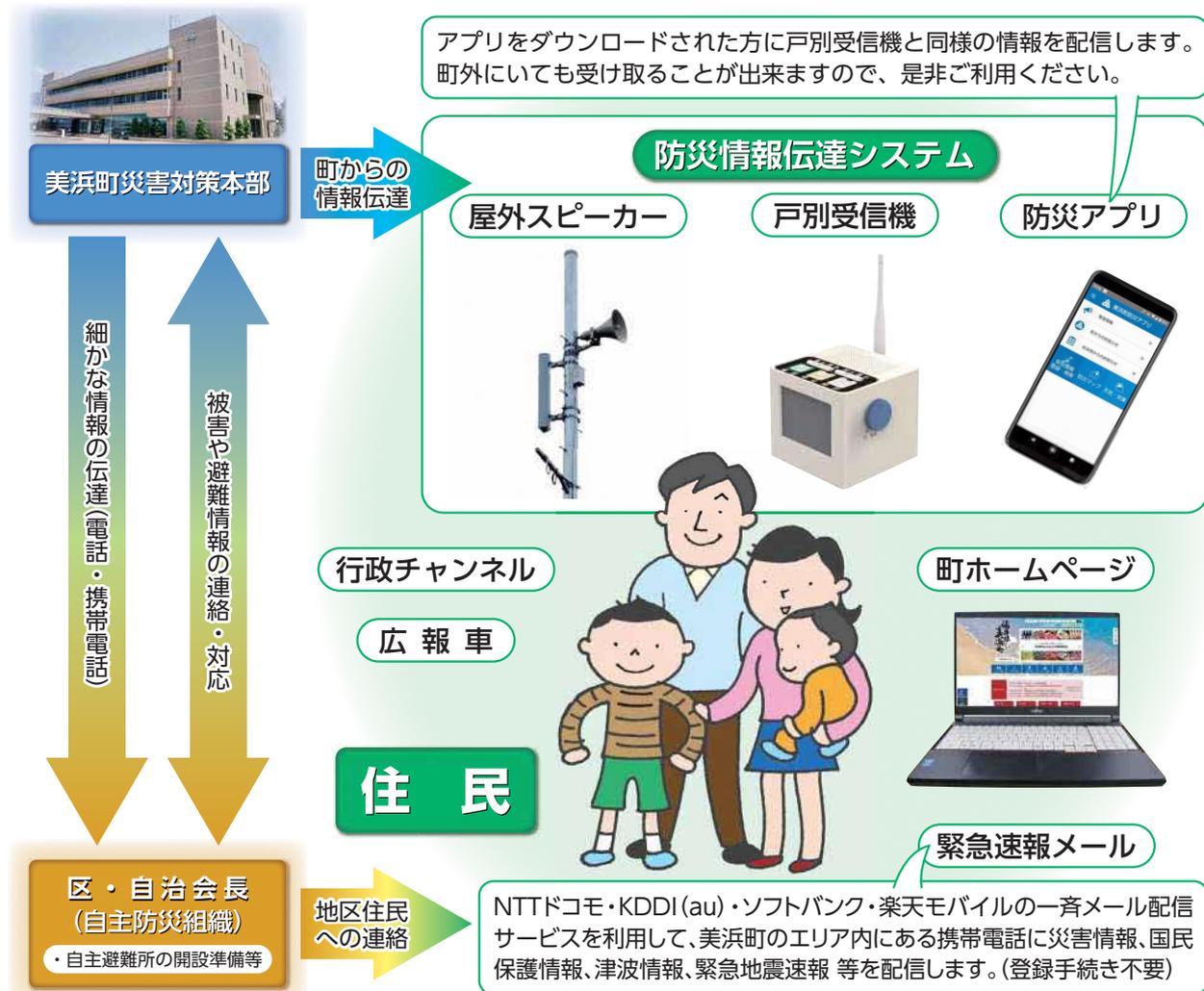
美浜町原子力防災のしおり | 検索

<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/soshiki/7/153.html>



災害時の情報伝達について

災害時は、町から様々な手段を用いて情報の伝達を行います。うわさやデマに惑わされずに正しい情報を収集してください。



《美浜町防災アプリとは》

町では、防災情報伝達の多様化・多重化を図るため、新たに「美浜町防災アプリ」を開発し、令和3年4月から運用を開始しています。防災アプリでは、防災情報や生活に関わる緊急情報、おくやみ情報等の町からのお知らせのほか、消防からの情報、区・自治会からのお知らせ等が配信されます。お手持ちのスマートフォンにダウンロードしていただき、是非ご利用ください。

このハンドブックで紹介しております各種情報についても防災アプリでご覧いただけます。

■ダウンロード

■ iPhoneの方は



■ Androidの方は



自助・共助について

大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐには、国や自治体の支援（公助）だけでは限界があるため、自分の身を自分で守ること（自助）と、地域や近隣の人が集まって、互いに協力して助け合うこと（共助）が必要です。

■「自助」災害に対して自ら備えましょう

・非常食、日用品の備蓄

乾電池、トイレトーパーなどの日用品はプラス1つ余分に購入しましょう。

保存期間の長いレトルト食品等を、定期的に購入することも有効です。

・家族で防災会議

いざという時の家族の集合場所などを決めておきましょう。

裏表紙の防災メモを活用してください。



■「共助」地域で災害に備えましょう

・自主防災組織の設立

地域で災害に備えるため、自主防災組織を設立し、組織で防災対策（危険箇所の確認、防災マップの作成、防災資機材の購入等）を行いましょう。

・避難行動要支援者への支援

町では、災害時に支援が必要な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域の避難支援関係者へ提供しています。災害時にはこの名簿をもとに地域で避難行動要支援者の支援に協力しましょう。

・個別避難計画の作成

町では今後、避難行動要支援者の方それぞれに個別避難計画を作成していく予定です。作成には地域の協力が必要となりますので、ご協力をお願いします。

・地区集会所等の活用

ハザードマップ等で災害の危険性が低いことが確認できている場合、地区集会所等を一時避難所として開設し、自主的に避難しやすい環境作りに協力しましょう。

・地域で共に助け合う

災害時には、被害の把握や安否確認の声掛けなど、地域のために自分でできることを行いましょう。また、お互いに協力して高齢者や避難に時間のかかる方などの手助けをしてください。そのために、日頃からの交流を深めて、近所の方と良い関係を築いておきましょう。

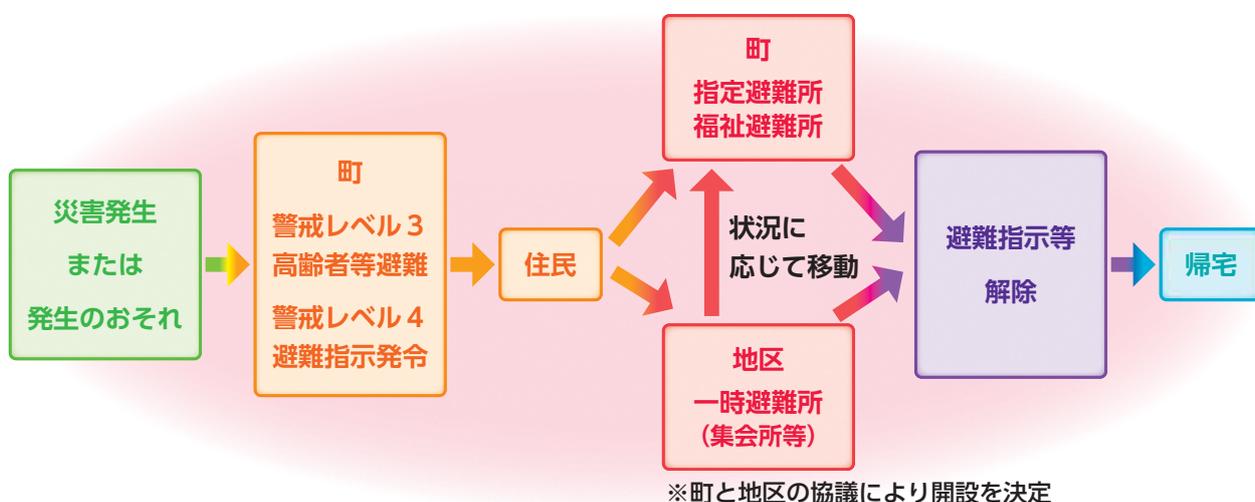


避難について

自然災害によって、生命に危険が及ぶ可能性が高くなったとき、町からは以下のような避難に関する情報を発令します。早めの避難を心がけて危険を感じた時は、自主的な避難行動をとってください。

■ 避難所について

町では警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示を発令した場合、町の指定避難所を開設します。また、災害の状況に応じて、町と地区の協議により一時避難所（地区集会所）を開設します。開設される一時避難所は災害の状況によって異なりますので、町がお知らせする情報を戸別受信機や防災アプリ等で確認し、適切な避難を行ってください。



■ 美浜町指定避難所・福祉避難所一覧

【指定避難所】

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した方を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった方を一時的に滞在させることを目的とした施設です。

美浜町北西郷公民館	美浜町笹田15-1	美浜町耳公民館新庄分館	美浜町新庄65-55
美浜西小学校	美浜町金山14-1	美浜東小学校	美浜町佐田69-4
美浜町総合体育館	美浜町久々子26-30	美浜町山東公民館菅浜分館	美浜町菅浜70-8-2
美浜中央小学校	美浜町河原市8-2	美浜町エネルギー環境教育体験館きいばす	美浜町丹生62-1
美浜中学校	美浜町麻生38-10	美浜町生涯学習センターなびあす	美浜町郷市29-3

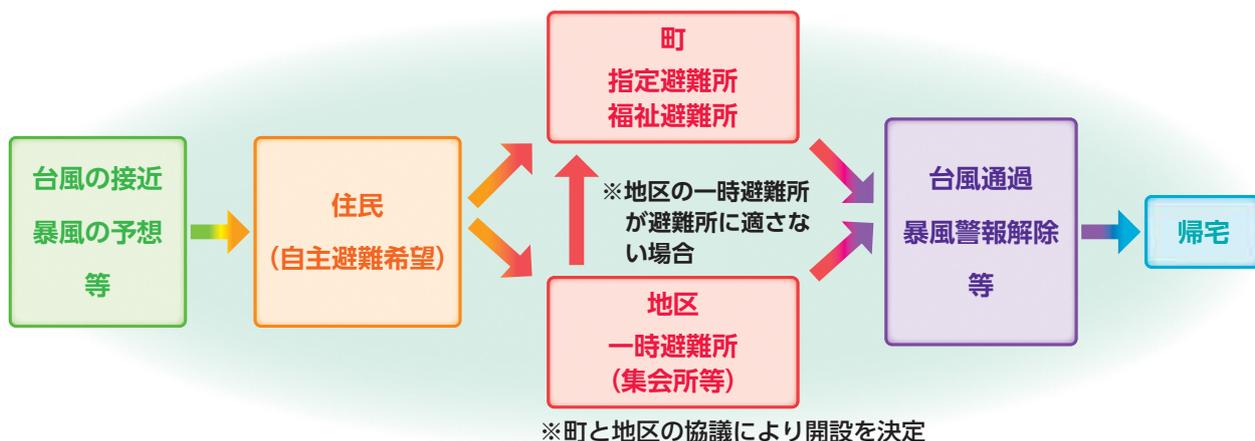
【福祉避難所】

福祉避難所とは、避難行動要支援者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を滞在させることを目的とした施設です。

美浜町保健福祉センターはあとぴあ	美浜町郷市 25-20
美浜町デイサービスセンターほほえみ	美浜町山上 1-11-1
美浜町福祉支援センターあいばる	美浜町河原市 6-6-1

■ 自主避難について

自主避難とは、大雨・洪水警報発令時や台風接近などによる災害発生が予想される場合に、避難指示等の避難情報発令より早く、自分の判断で避難することです。自主避難を希望される方がおられる場合、各地区は町と協議の上で一時避難所を自主避難場所として開設しますが、一時避難所が自主避難場所に適さない場合、町では指定避難所または福祉避難所を自主避難場所として開設します。



■ 建物内での垂直避難について

夜間の暗い時間帯の避難は大変危険です。大雨による冠水で、膝の高さまで水があれば、その中を移動することは大人でも非常に困難になります。避難所への避難が危険であると感じた場合は、家の2階など安全を確保できる場所に避難してください。また、山の近くにお住いの方は、土砂災害からの危険を少しでも減らすことができるように、2階のなるべく山から離れた部屋に避難してください。



■ 新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難について

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で災害が発生した場合、感染症対策をとった上で避難所の運営をしますが、大勢の人が集まると、密閉・密集・密接の「3密」状態になることが予想され、感染のリスクが高まります。

避難とは、「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人まで避難する必要はありません。自宅の安全が確保された人は避難所に行く必要はありません。自宅の中でより安全な場所へ行く「自宅避難」をしましょう。また、自宅での避難が困難な場合、可能であれば、親戚や友人宅等、避難を受け入れてくれる場所へ避難することも検討してください。

持出品について

持出品、備蓄品については、家族全員に必要な分を準備してください。また、災害発生時には、最初に持ち出す非常用持出品と、ライフラインが復旧するまでに必要な最低3日分の備蓄品を準備しておきましょう。

非常持出品		
常に持参	貴重品(通帳、印鑑など)、保険証、現金	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>
	携帯電話用モバイルバッテリー、携帯電話用充電器	<input type="checkbox"/>
	簡易救急セット	<input type="checkbox"/>
	筆記用具	<input type="checkbox"/>
	予備のメガネ、コンタクトレンズ	<input type="checkbox"/>
	持ち運べる重たい	非常食(乾パン、缶詰など)
飲料水		<input type="checkbox"/>
ラジオ		<input type="checkbox"/>
懐中電灯、乾電池		<input type="checkbox"/>
衣類		<input type="checkbox"/>
タオル		<input type="checkbox"/>
衛生用品(歯ブラシ、水のいらないシャンプーなど)		<input type="checkbox"/>
ティッシュ・ウエットティッシュ		<input type="checkbox"/>
ビニール袋(レジ袋)		<input type="checkbox"/>
常備薬		<input type="checkbox"/>
家族の写真(安否確認用)		<input type="checkbox"/>
マスク		<input type="checkbox"/>
アルコールスプレー		<input type="checkbox"/>

家庭内備蓄品(最低3日分)		
非常食(缶詰、レトルト食品、インスタント食品など)	<input type="checkbox"/>	
飲料水(1人1日3リットルを目安に)	<input type="checkbox"/>	
燃料(カセットコンロ、予備ボンベ、固形燃料など)	<input type="checkbox"/>	
使い捨ての食器(紙皿、紙コップ、割りばしなど)	<input type="checkbox"/>	
携帯トイレ	<input type="checkbox"/>	
ティッシュ、ウエットティッシュ	<input type="checkbox"/>	

その他		
紙おむつ(幼児用、大人用)	<input type="checkbox"/>	
生理用品	<input type="checkbox"/>	
粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶(赤ちゃんのために必要なもの)	<input type="checkbox"/>	



ローリングストック法で備蓄をしよう。

災害時には食料の確保が重要です。ローリングストック法とは、保存期間の長いレトルト食品などの備蓄用の食品を、3か月に1度など日にちを決めて消費し、消費した分だけ改めて補充するという方法です。日常生活の中にも、防災対策を取り入れていきましょう。



応急手当について

災害時は、救護活動が思うように進まないこともあります。そのような時、適切な応急手当ができるかどうか、傷病者を救うカギとなります。

■ 倒れている時は

まずは意識と呼吸があるかどうかを確認。なければすぐに119番通報とAEDの準備をしてください。

■ 胸骨圧迫

○ 胸の真ん中に両手を重ねて繰り返し強く押す。

- ・ 成人の場合、5～6cm沈む
- ・ テンポは1分間に100回

(童謡「うさぎとかめ」のテンポで)

※周りに人がいる場合は、1～2分毎を目安に交代し、圧迫の強さ、テンポ等を保つようにしてください。



※人工呼吸については、感染症を防ぐために予防器具を持っていない場合や十分な訓練を受けていない場合は、省略することができます。

■ ケガの手当

◆ キズ

- ① 傷口をおさえて止血する。
- ② 傷口を心臓よりも高くする。



◆ やけど

- ① 患部を冷やす。
- ② 水ぶくれを破らないように気をつける。



◆ 骨折

- ① 患部を固定する。
- ② 腫れを防ぐために患部をできるだけ高くして安静にする。



■ AED(自動体外式除細動器) とは

AED(自動体外式除細動器)とは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。心停止が起きた場合は、近くにいる人たちが一刻も早く心肺蘇生を行ったり、AEDを使用することが必要です。町内のAED設置場所を町ホームページで公開していますので、ご確認いただき、いざという時にご活用ください。



《町内AEDの設置場所はこちらから》

美浜町AED設置場所 | 検索

<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/soshiki/10/532.html>





マップはこのポケットに差し込んで
保管してください。

美浜町洪水・土砂災害ハザードマップ



マップはこのポケットに差し込んで
保管してください。

美浜町津波ハザードマップ

我が家の防災メモ

■ 家族の連絡先

名 前	勤め先・学校	携 帯 電 話	勤務先・学校などの電話番号

■ 家族の情報

名 前	生年月日	血 液 型	アレルギ－	持 病	常 備 薬

■ 避難場所・集合場所

家族の避難場所	家族が離ればなれになった時の集合場所

■ 災害用伝言ダイヤル・サービス

171をダイヤルして、ガイダンスに従って、伝言の録音または再生をしてください。



「171番」は、NTTが災害発生時に行う「声の伝言板」サービスです。
災害時には、安否の問い合わせ等が増えて、電話がかかりにくくなりますので、普段から家族や親戚、友人たちと、いざという時には、お互いにこのサービスを利用しあうことを話し合っておきましょう。



◆ お問合せ先 ◆

美浜町エネルギー政策課 防災・原子力対策室 電話：0770-32-6716（直通）

令和5年5月発行